

# 福岡県公報

令和5年4月14日  
第 389 号

## 目 次

### 告 示 (第249号 - 第255号)

○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	1
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	2
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	3
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
<b>公 告</b>		
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	6
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課)	6
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課)	6
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課)	6
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	7
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	7
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	7
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	7
○競争入札参加者の資格等	(建築都市総務課)	8
○特定農業用ため池の指定の解除	(農村森林整備課)	9
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	9
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	10
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	10

○落札者等の公示	(警察本部会計課)	11
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	11
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	12
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(農山漁村振興課)	12
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	12
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	12
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	13

## 告 示

### 福岡県告示第249号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和5年4月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 実施機関  
一般社団法人福岡県計量協会
- 検査日時及び会場  
(1) 知事が指定する場所で開催する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	令和5年5月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	シーメイト エントランスホール	志免町
	令和5年5月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	カルチャーセンター 大会議室	須恵町
	令和5年5月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	宇美町消防会館	宇美町
	令和5年5月18日	10:00~12:00 13:00~15:00	久山町役場 旧森林組合横	久山町
	令和5年5月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	篠栗町総合センター リハーサル室	篠栗町
	令和5年5月23日	10:00~12:00 13:00~15:00	古賀東区公民館	

	令和 5 年 5 月 24 日	10:00~12:00 13:00~15:00	古賀東区公民館	古賀市
	令和 5 年 5 月 25 日	10:00~12:00 13:00~15:00	古賀東区公民館	
	令和 5 年 5 月 29 日	10:00~12:00 13:00~15:00	新宮相島漁業協同組合本所	新宮町
	令和 5 年 5 月 30 日	10:00~12:00 13:00~15:00	新宮町役場	
	令和 5 年 5 月 31 日	10:00~12:00 13:00~15:00	新宮町役場	
	令和 5 年 6 月 1 日	10:00~12:00 13:00~15:00	粕屋町役場 北側倉庫	粕屋町
	令和 5 年 6 月 2 日	10:00~12:00 13:00~15:00	粕屋町役場 北側倉庫	
	令和 5 年 6 月 3 日から 令和 5 年 8 月 2 日まで	左欄の間に行う検査については、志免町、須恵町、宇美町、久山町、篠栗町、古賀市、新宮町及び粕屋町と協議の上、指示する。		志免町 須恵町 宇美町 久山町 篠栗町 古賀市 新宮町 粕屋町
イ ひょう量が 300kg を超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和 5 年 6 月 3 日から 令和 5 年 8 月 2 日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		志免町 須恵町 宇美町 久山町 篠栗町 古賀市 新宮町 粕屋町
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数 が 6,000 を超えるもの、1 級のはかり及び 2 級のはかりで目量の数 が 2,000 を超えるものの検査	令和 5 年 6 月 3 日から 令和 5 年 8 月 2 日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		志免町 須恵町 宇美町 久山町 篠栗町 古賀市 新宮町 粕屋町

(2) 特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和 5 年 6 月 3 日から 令和 5 年 9 月 2 日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		志免町 須恵町 宇美町 久山町 篠栗町 古賀市 新宮町 粕屋町

**福岡県告示第 250 号**

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により公示する。

令和 5 年 4 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が 300kg 以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和 5 年 6 月 5 日	10:00~12:00 13:00~15:00	JA 筑前あさくら 宝珠山営農センター	東峰村
	令和 5 年 6 月 6 日	10:00~12:00 13:00~15:00	小石原公民館	
	令和 5 年 6 月 7 日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑前町役場	筑前町
	令和 5 年 6 月 8 日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑前町役場	
	令和 5 年 6 月 9 日	10:00~12:00 13:00~15:00	めくばーる	
	令和 5 年 6 月 12 日	10:00~12:00 13:00~15:00	ファームステーション ンバサロ	
	令和 5 年 6 月 13 日	10:00~12:00 13:00~15:00	久喜宮地域コミュニティ協議会	
	令和 5 年 6 月 14 日	10:00~12:00 13:00~15:00	JA 筑前あさくら 杷木支店	

	令和5年6月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	三連水車の里あさくら	朝倉市
	令和5年6月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	三連水車の里あさくら	
	令和5年6月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉体育センター	
	令和5年6月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	JA筑前あさくら 秋月支店	
	令和5年6月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所	
	令和5年6月22日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所	
	令和5年6月23日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所	
	令和5年6月26日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所	
	令和5年6月28日	10:00~12:00 13:00~15:00	大刀洗町役場	
	令和5年6月29日	10:00~12:00 13:00~15:00	小郡市体育館1階ロビー	小郡市
	令和5年6月30日	10:00~12:00 13:00~15:00	小郡市体育館1階ロビー	
	令和5年7月1日 から 令和5年8月31日 まで	左欄の間に行う検査については、東峰村、筑前町、朝倉市、大刀洗町及び小郡市と協議の上、指示する。	東峰村 筑前町 朝倉市 大刀洗町 小郡市	
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和5年7月1日 から 令和5年8月31日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	東峰村 筑前町 朝倉市 大刀洗町 小郡市	
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	令和5年7月1日 から 令和5年8月31日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	東峰村 筑前町 朝倉市 大刀洗町 小郡市	

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和5年7月1日 から 令和5年9月30日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		東峰村 筑前町 朝倉市 大刀洗町 小郡市

福岡県告示第251号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和5年4月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和5年7月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	三原文化会館 1階 大ホール	荻田町
	令和5年7月12日	10:00~12:00 13:00~15:00	三原文化会館 1階 大ホール	
	令和5年7月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	みやこ町コミュニティセンター いこいの里	みやこ町
	令和5年7月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	豊津公民館	
	令和5年7月18日	10:00~12:00 13:00~15:00	勝山体育館	
	令和5年7月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	行橋南公民館	行橋市
	令和5年7月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	仲津公民館	

	令和5年7月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	今川公民館	
	令和5年7月24日	10:00~12:00 13:00~15:00	延永公民館	
	令和5年7月25日 から 令和5年9月24日 まで	左欄の間に行う検査については、苜田町、みやこ町及び行橋市と協議の上、指示する。	苜田町 みやこ町 行橋市	
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和5年7月25日 から 令和5年9月24日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	苜田町 みやこ町 行橋市	
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	令和5年7月25日 から 令和5年9月24日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	苜田町 みやこ町 行橋市	

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和5年7月25日 から 令和5年10月24日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	苜田町 みやこ町 行橋市	

**福岡県告示第252号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和5年4月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和5年7月28日	10:00~12:00 13:00~15:00	下真崎公民館	川崎町
	令和5年7月31日	10:00~12:00 13:00~15:00	川崎町コミュニティセンター	
	令和5年8月1日	10:00~12:00 13:00~15:00	赤村住民センター 大ホール前ロビー	赤村
	令和5年8月2日	10:00~12:00 13:00~15:00	道の駅 歓遊舎ひこさん	添田町
	令和5年8月3日	10:00~12:00 13:00~15:00	道の駅 歓遊舎ひこさん	
	令和5年8月4日	10:00~12:00 13:00~15:00	添田町役場	
	令和5年8月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	公民館金田分館	福智町
	令和5年8月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	公民館金田分館	
	令和5年8月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	大任町役場	大任町
	令和5年8月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	フレッシュワークかわら	香春町
	令和5年8月18日	10:00~12:00 13:00~15:00	フレッシュワークかわら	
	令和5年8月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸田町役場 敷地内 駐車場	糸田町
令和5年8月22日	10:00~12:00 13:00~15:00	田川文化センター 1階展示ホール	田川市	
令和5年8月23日	10:00~12:00 13:00~15:00	田川文化センター 1階展示ホール		
令和5年8月24日	10:00~12:00 13:00~15:00	田川文化センター 1階展示ホール		
令和5年8月25日	10:00~12:00 13:00~15:00	田川文化センター 1階展示ホール		

	令和5年8月26日 から 令和5年10月25日 まで	左欄の間に行う検査については、川崎町、赤村、添田町、福智町、大任町、香春町、糸田町及び田川市と協議の上、指示する。	川崎町 赤村 添田町 福智町 大任町 香春町 糸田町 田川市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和5年8月26日 から 令和5年10月25日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	川崎町 赤村 添田町 福智町 大任町 香春町 糸田町 田川市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	令和5年8月26日 から 令和5年10月25日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	川崎町 赤村 添田町 福智町 大任町 香春町 糸田町 田川市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和5年8月26日 から 令和5年11月25日 まで			川崎町 赤村 添田町 福智町 大任町 香春町 糸田町 田川市

**福岡県告示第253号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和5年4月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	久留米柳川線	前	久留米市大善寺町宮本53番2先から 久留米市三潞町玉満2912番2先まで	7.1 ～ 27.2	4,080.0
			前	久留米市安武町安武本3368番4先から 久留米市三潞町玉満2912番2先まで	5.6 ～ 52.4	4,930.0
			後	久留米市大善寺町宮本53番2先から 久留米市三潞町玉満2912番2先まで	7.1 ～ 33.2	4,080.0
			後	久留米市安武町安武本3368番4先から 久留米市三潞町玉満2912番2先まで	5.6 ～ 52.4	4,930.0

**福岡県告示第254号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年4月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年4月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	朝倉小石原線	朝倉市須川22番1先から 朝倉市須川23番1先まで

**福岡県告示第255号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年4月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	八香女春線	前	朝倉市杷木松末1170番先から朝倉市杷木赤谷861番1先まで	7.0 ～ 33.0	862.3
			前	朝倉市杷木松末1170番先から朝倉市杷木赤谷861番1先まで	6.4 ～ 35.6	766.5
			前	朝倉市杷木松末1170番先から朝倉市杷木赤谷861番1先まで	6.4 ～ 35.6	765.2
			前	朝倉市杷木赤谷819番2先から朝倉市杷木赤谷861番1先まで	7.5 ～ 33.0	439.0
			後	朝倉市杷木松末1170番先から朝倉市杷木赤谷861番1先まで	6.4 ～ 35.6	765.2
			後	朝倉市杷木松末819番2先から朝倉市杷木赤谷861番1先まで	7.5 ～ 33.0	299.0

## 公 告

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により芦屋町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年4月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

遠賀広域都市計画道路の変更（令和5年3月10日芦屋町告示第16号）

### 公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年4月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	解散認可年月日
本道寺・香園土地改良区	令和5年4月3日

### 公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和5年4月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営豊前地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し	令和5年4月14日から令和5年5月17日まで	豊前市役所

### 公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和5年4月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
----------	------	------

県営豊前地区土地改良（農道整備）事業変更計画書の写し	令和 5 年 4 月 14 日から 令和 5 年 5 月 17 日まで	豊前市役所
----------------------------	--	-------

**公告**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 5 年 4 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
山川地区土地改良区	令和 5 年 4 月 3 日

**公告**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画道路の変更（令和 5 年 3 月 23 日福岡市告示第 65 号）

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 5 年 4 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る特定役務の名称  
福岡県給与システムの要件定義に係る業務委託
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称  
福岡県総務部総務事務厚生課

## (2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

## 3 落札者を決定した日

令和 5 年 3 月 28 日

## 4 落札者の氏名及び住所

## (1) 氏名

株式会社アイシーエス

## (2) 住所

岩手県盛岡市松尾町 17 番 10 号

## 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

34,100,000 円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告日

令和 5 年 2 月 14 日

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 5 年 4 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 落札に係る特定役務の名称

福岡県人事システムの要件定義に係る業務委託

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

## (1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

## (2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

## 3 落札者を決定した日

令和 5 年 3 月 28 日

## 4 落札者の氏名及び住所

## (1) 氏名

株式会社オーイーシー

## (2) 住所

大分県大分市東春日町17番57号

## 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

10,340,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告日

令和5年2月14日

## 公告

福岡県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和5年4月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 調達をする特定役務の種類

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち、建築一式工事

## 2 工事概要等

## (1) 建築一式工事1

## ア 工事名

福岡武道館新築工事

## イ 施工場所

福岡市博多区東公園

## ウ 予定工期

令和5年度から令和7年度まで

## エ 工事概要

主要用途 武道館

階数 地上4階、地下1階建て

構造 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）

延べ面積 13,593.60㎡

## オ 入札を行う時期

令和5年度 第2・四半期

## (2) 建築一式工事2

## ア 工事名

宗像特別支援学校（仮称）新築工事

## イ 施工場所

福岡県宗像市赤間文教町

## ウ 予定工期

令和5年度から令和6年度まで

## エ 工事概要

主要用途 特別支援学校

階数 地上3階建て

構造 鉄筋コンクリート造（一部木造）

延べ面積 10,707.84㎡

## オ 入札を行う時期

令和5年度 第2・四半期

## 3 競争入札参加者の資格

次の(1)から(7)までのいずれにも該当しない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者



- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれ1)に該当する者を除く。）
- (4) 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課せられた者であって、当該届出の義務を履行していないもの
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
  - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
  - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
- (5) 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
- (6) 建設業法第2条第1項に規定する建設工事を営む者で、同法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- (7) 建設業法第27条の23第1項の規定による審査を受けていない者
- 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等（令和5年5月1日から令和6年4月30日まで有効な「福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿」に登録されている建設業者は、この資格審査の申請をする必要はない。）
  - (1) 受付の時期
 

この公告の日から入札参加申込期限の令和5年5月23日まで随時受け付ける。
  - (2) 受付の場所
 

福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階）  
福岡県建築都市部建築指導課建設業係
  - (3) 提出書類
 

提出する書類は、次のとおりとする。

    - ア 令和5年度の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」
    - イ 令和3年10月1日から令和4年9月30日までを審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
  - (4) 提出書類の販売場所

- 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階 福岡県建築都市部建築指導課内）
- (5) 提出書類の作成に使用する言語等
 

申請書の記入は日本語で行うこと。その他の書類で外国語が記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (6) その他
 

申請書は、郵送では受け付けないので、必ず持参すること。

- 5 問合せ先
- (1) 工事の概要に関する問合せ先
 

福岡県建築都市部建築都市総務課契約室  
電話 092-643-3707
  - (2) 資格審査申請に関する問合せ先
 

福岡県建築都市部建築指導課建設業係  
電話 092-643-3719

公告

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づき指定した特定農業用ため池のうち、次の特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和5年4月14日  
福岡県知事 服部 誠太郎

特定農業用ため池の名称	所在地	解除年月日
福井ヶ迫（下）池	北九州市門司区大字吉志172-1	令和5年3月31日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年4月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品の名称  
警察官被服購入（男性警察官用冬服上衣ほか）単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札を決定した日  
令和5年3月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
株式会社森荘
  - (2) 住所  
福岡市博多区吉塚八丁目1番67号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）  
80,015,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告  
令和5年2月3日

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年4月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品の名称

警察官被服購入（男性警察官用合服上衣ほか）単価契約

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課
- (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号

- 3 落札を決定した日

令和5年3月17日

- 4 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名  
音伍繊維工業株式会社
- (2) 住所  
福岡市東区多の津四丁目6番18号

- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）

74,762,160円

- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 入札公告

令和5年2月3日

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年4月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品の名称  
警察官被服購入（男性警察官用夏服上衣ほか）単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日  
令和5年3月17日

4 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名  
株式会社武田商店九州支社

(2) 住所  
福岡市南区清水一丁目15番12号102

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）  
59,699,200円

6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 入札公告  
令和5年2月3日

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年4月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品の名称  
警察官被服購入（男性警察官用冬ワイシャツほか）単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日  
令和5年3月17日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名  
株式会社大東福岡営業所

(2) 住所  
福岡市博多区博多駅前四丁目13番27

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）  
34,967,900円

6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 入札公告  
令和5年2月3日

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年4月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品の名称  
警察官被服購入（男性警察官用合ワイシャツほか）単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日  
令和5年3月17日

4 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名  
フジメン株式会社

(2) 住所

福岡市東区多の津一丁目7番3号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）

39,715,500円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告

令和5年2月3日

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年4月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品の名称

警察官被服購入（男性警察官用夏服ズボンほか）単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

令和5年3月17日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社武田商店九州支社

(2) 住所

福岡市南区清水一丁目15番12号102

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）

34,683,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告

令和5年2月3日

**公告**

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例第4条に基づく土砂埋立て等を行うときの許可申請に対する処分に係る審査基準の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和5年4月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和5年4月14日から令和5年5月14日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部農山漁村振興課に備え置きます。

**公告**

城井郷土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年4月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
越崎 敏和	築上郡築上町大字寒田1647番地

**公告**

東八田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年4月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任理事

氏名	住所
大田 幸生	築上郡築上町大字東八田393番地
松田 喜代治	築上郡築上町大字東八田776番地
植田 高雄	築上郡築上町大字東八田780番地3
村岡 壽生	築上郡築上町大字東八田752番地

## 2 就任理事

氏名	住所
村田 俊照	築上郡築上町大字東八田389番地
村岡 嘉和	北九州市小倉南区田原三丁目14番5号 (C201)
植田 数馬	築上郡築上町大字東八田399番地1
松田 智子	築上郡築上町大字東八田609番地2
松田 繁美	築上郡築上町大字東八田776番地

## 公告

下小山田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年4月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任理事

氏名	住所
久保 壽男	築上郡築上町大字広末515番地

## 2 就任理事

氏名	住所
中 敏文	築上郡築上町大字広末547番地